

## 「ゲームカードの交付請求」

### 1 主題

「約束（合意・契約）」

### 2 主題について

#### (1) 子どもたちと「約束」

本授業は、「守るべき約束とは何か」を子どもたちに問うことで、「約束」の意義について深く考えさせるとともに、子どもたちに「契約」の基本的な知識を提示することを目的としている。

子どもたちは、日常生活の中で様々な「約束」をする。教師や親など大人と「約束」をすることもあるが、高学年になるにつれて子ども同士で「約束」をする機会が増える。

子どもたちは、「約束」を守ることで信頼を得ることを学び、他方、「約束」を守れなかった場合には、お互いが不利益を受けることを体験し、無理な約束をしないこと、約束を守ることの大切さを学ぶ。すなわち、子どもたちは、「約束」を通じて、周囲の人間との人間関係を構築していくのである。

#### (2) 「約束」と「契約」

ところで、「約束」は、法律上の「合意」に似ている。そして、法的には、当事者間の「合意」によって「契約」が成立する。「約束」について深く考えることは、「契約」についての基本的な考え方を学ぶための良い機会なのである。

「契約」については、後述するように今回の学習指導要領の改訂により、新たに「契約の重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任などについて気づかせる。」（中学校・社会科）と記述され、これによって、授業の中で「契約」を正面から扱うことが求められるようになった。しかし、「契約」についての専門的な知識を一方的に詰め込んでも、子どもたちがそれを応用できないのであれば無意味である。そして、形式的に「契約」を守ることや「個人の責任」を強調するような教育がなされるとすれば、詐欺的な商法を助長することにつながりかねない。

#### (3) 「契約」について学ぶべきポイント

「契約」について学ぶうえでは以下の点が重要である。

第1に、「契約」の果たす役割について考えさせることである。

「契約」の果たす役割の1つは、利害を調整する機能である。すなわち、社会の中では、様々な考え方、価値観の相違、利害の対立があり、それらの「対立」が生じた場合、互いの立場を尊重し、また互いに利益を得るように、当事は「合意」により「契約」を締結してお互いの利害を調整している。

すなわち、「契約」は、異なる立場や利害関係を有する人々が同じ社会で生活し、お互いに利益を享受するためにつくられた制度であり、お互いの立場・権利の尊重という思想が根本にあるのである。このため、契約の内容は「公正」であることが求められ、一方の当事者が暴利を得るような内容の「契約」や、他者の人権を侵害するような内容の「契約」は公序良俗に反し無効とされる。

第2に、現代社会において生活していくうえで「契約」とは無関係でいられないことを学ぶ必要がある。

現代社会では、人々の生活は、「契約」を通じて他者との関係を構築することで成り立っている。たとえば、人々は毎日、食料などの生活必需品を他者から買い受け、他者の不動産（マンションなど）を借りて生活の場とし、他者から労働の対価としての賃金を得て生

活している。これらは法的には、「売買契約」「賃貸借契約」「雇用契約」であり、人々は社会の中で生活していくうえで「契約」を通じて他者との関係を構築する必要がある。これは、先に述べたように子どもたちが、「約束」を通じて他者との人間関係を構築しているのと似ている。

現代社会は高度に分業化された社会であり、また、市場で流通する商品やサービスも多様で複雑化している。そして、インターネットを通じて簡易に契約が締結されるなど、「契約」の態様も多様化している。このような社会で生活していくうえで「契約」について少なくとも基礎的な知識を持つことは今後ますます重要となるのである。

第3に、「契約」によって責任が生じることを学ぶ必要がある。

民法の建前では、誰とどのような契約を締結するか、また、そもそも契約を締結するかどうかも含めて、すべては個人の自由とされている。これを「契約自由の原則」という。

この「契約自由の原則」は、個人が「自分で決めたこと」について責任を負うことも要求する。すなわち、仮に当事者の一方が契約の内容を履行しなかった場合、他方の当事者は「裁判」「強制執行」等の手続を経て、国家機関により契約の内容を強制的に実現できる。この国家機関による強制力こそが制度としての「契約」の特徴であり、単なる道徳上のきまりや約束との大きな違いである。

第4に、「契約」の妥当性について考えさせることである。

すでに述べたように「契約」は、当事者間の合意によって成立し、国家によって強制的にその内容が実現されるものであるが、全ての「契約」が国家によって強制されるものではない。契約内容が不当であったり、契約成立過程に問題があれば契約は無効（取り消し）となり、強制することは出来ない。

たとえば、契約内容については、内容が公正であるか否か、強制出来るだけの確定性を有しているか否か、実現可能であるか否かなどを検討する必要がある。また、契約成立過程については、当事者が自由な意思で合意したといえるかどうか、相手方の説明が不十分ではないか、詐欺、脅迫、錯誤によるものではないかなどを検討する必要がある。

このように、「契約」が成立したとしても、それを形式的に守らなくてはいけないのではなく、場合によっては守る必要がない「契約」があることを知る必要がある。

弁護士の日常業務の中で、悪徳商法などにより不当な契約を締結させられているにもかかわらず、契約内容を必至で守ろうとして被害を拡大し、自力ではどうしようもなくなってから相談に来る人をよく見かける。そのような事態に陥らないためにも「契約」の妥当性について考える姿勢を身につける必要があるのである。

#### (4) まとめ

本授業では、登場人物たちの中で「冬休みの宿題を三郎君にやっってもらおう」という内容の約束がされたものとして、それが守られなかった場合にどうすべきかを子どもたちに考えてもらい、形式的に約束を守ろうとするのではなく、約束内容の妥当性を考える姿勢を身につけてもらおうとするものである。その際に、「契約の果たす役割」や「契約の妥当性」について説明して、契約の基本的な考え方に触れてもらうことを目的とするものである。

### 3 新学習指導要領における位置づけ

#### (1) 小学校第5・6学年「道徳」第2・内容

[第5学年及び第6学年]

##### 4・主として集団や社会とのかかわりに関すること

(1) 公德心をもって法やきまりを守り、自他の権利を大切にしながら進んで義務を果たす。

【↓小学校学習指導要領解説「道徳」より】

「この段階においては、社会生活上のきまりや基本的なモラルなどの倫理観を育成する観点から、児童が法やきまりの意義を理解し、遵法の精神をもつところまで高めていく必要がある。また、それとともに、他人の権利を尊重し、自分の権利を正しく主張するとともに、義務を遂行せず、権利ばかりを主張しては社会は維持できないことについても考えを深め、義務を大切にし、自分に課された義務をしっかり果たす態度を育成することも重要である。」

## (2) 中学校「社会」 第2 各分野の目標及び内容

### [公民的分野] 内容

#### (1) 私たちと現代社会

##### イ 現代社会をとらえる見方や考え方

「人間は本来社会的存在であることに着目させ、社会生活における物事の決定の仕方、きまりの意義について考えさせ、現代社会をとらえる見方や考え方の基礎として、対立と合意、効率と公正などについて理解させる。その際、個人の尊厳と両性の本質的平等、契約の重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任などに気付かせる。」

#### 【↓中学校学習指導要領解説「社会編」より】

「きまり」や「取り決め」は、それを守ることによって、だれの何を保障するのかを考えさせることが必要である。その際、「契約の重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任などに気付かせる」としているのは、社会生活で人々がきまりを作ったり取り決めを行ったりしている活動を改めて「契約」という概念でとらえ直し、それを守ることによってそれぞれの権利や利益が保障されること、また、互いが納得して受け入れられたものである限りその結果について責任が伴うことに気付かせることを意味している。

「対立」と「合意」については、以下のようにとらえることができる。すなわち先にも述べたように、多くの人々は家族、学校、地域の自治会、職場などの様々な集団を形成し、そこに所属して生活している。そして、集団に所属する人は、一人一人個性があり多様な考え方や価値観、また利害の違いもある。当然、問題(トラブル)や紛争が生じる場合もある。また、売買の交渉などにおいて、売り手と買い手が異なる金額や条件を提示してまとまらない場合もある。ここではそれらを「対立」としてとらえているのである。このような「対立」が生じた場合、多様な考え方を持つ人が社会集団の中で共に成り立ちうるように、また、互いの利益が得られるよう、何らかの決定を行い、「合意」に至る努力がなされていることについて理解させることを意図している。

さらに、合意の妥当性について判断しなければならなくなる。その際「効率」や「公正」などの考え方が代表的な判断の基準となる。

まず「効率」については、社会全体で「無駄を省く」という考え方である。すなわち、「合意」された内容は無駄を省く最善のものになっているかを検討することを意味しているのである。一方、「公正」については「みんなが参加して決めているか、だれか参加できていない人はいないか」というような手続きの公正さや「不当に不利益を被っている人をなくす」「みんなが同じになるようにする」といった機会の公正さや結果の公正さなど、「公正」には様々な意味合いがあることを理解させた上で、「合意」の手続きについての公正さや「合意」の内容の公正さについて検討することを意味している。

- 4 指導目標  
教材をもとに、守るべき約束とは何か、約束の意義について考える姿勢を持つ
- 5 評価基準  
約束の内容の妥当性、約束の意義について考える姿勢を身につける
- 6 指導計画

学習内容	学習活動	指導上の留意点	
説例の確認	T 事例について内容を確認	事例のポイントを児童が理解出来るように留意する	
	T 三郎君はゲームカードを渡さなければならぬでしょうか？		
	各自の意見を発表する		
	<p>T YES の人はその理由を言って下さい。 C1 (YES)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・三郎君はどんなことがあってもちゃんとやるといったのだから・・・</li> <li>・インフルエンザになる前にやればよかった</li> <li>・約束した以上責任がある</li> <li>・覚悟をきめてじゃんけんをしたのだから・・・</li> </ul> <p>T NO の人はその理由を言って下さい。 C2 (NO)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インフルエンザという理由があったのだから仕方ない</li> <li>・三郎君は「押され気味」だったと書いてあるから無理矢理じゃんけんをさせられているので、これは約束とは言えない</li> <li>・宿題は自分の力でやるものだから約束自体守らなくてもいい</li> <li>・「一番大切なもの」って書いてあるけどカードゲームが一番大切なものとは限らないから</li> <li>・口約束で証拠がないから</li> </ul>	<p>意見ごとに児童の席を分ける</p> <p>議論の最後に C2 の意見を整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・C2 の意見は大きく分けると3つに分けられる。</li> </ul> <p>①証拠がない（約束の成立の否定）。 ②この約束は守らなければならないが、今回は仕方がなかった。 ③この約束自体守る必要がなかった。</p>	
	相手の意見に対して反論する		
	<p>T では、お互いに相手の意見について反論してみましょう。 C1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インフルエンザを予防しなかったのだから</li> </ul>		

	<p>仕方ないとはいえない</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・約束自体がおかしいとしても、三郎君はそれを承知で約束したのだから、守らなければいけない。</li> </ul> <p>C2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インフルエンザを予防していたかもしれない。</li> <li>・どんな約束でも守らなくてはいけないというのはおかしい。</li> </ul>		
	<p>T YES 側の意見は、「約束は守らなければならない」ものだというのが一番の理由になっている。では、全員に聞くけど、なんで約束って守らなければいけないの？</p> <p>S …</p>		
<p>なぜ「約束」を守らなければならないかについての説明</p>			
	<p>T 社会には、色々な考え方の人がいて、みんなが好きな方向を向いて「自由」に生活している。でも、みんなが同じ社会で生活しているのだから「自由」といっても限界がある。</p> <p>T 全員が「自由」であるためには、どうしたらよいか？</p> <p>C ルールを決めてそれを守る</p> <p>T 社会で生活している人全員で決めたルールを「法律」と考えていいでしょう。そして、今回みたいに少人数で決めたルール（約束）を「契約」と考えます。</p> <p>T ルール決定に参加した人はルールを守らないといけない。これは、YES 側の人達も言ってくれたけど、三郎君は約束をするのに参加したのだから、それを守らなければいけないのが大原則。</p>	<p>児童が「好き勝手」と「自由」は全く別であることを理解出来るように留意する。</p> <p>1 人の人が「好き勝手」にやったら他の人全員が「自由」ではなくなってしまふ。</p> <p>交通ルールなどを例にして説明するのも良い。</p>	
<p>どんなときでも「約束」を守らなければならないか？</p>			
	<p>T では、約束はどんな場合でも守らなければならないのか？（本題）</p> <p>守らなくてもいい約束もある（犯罪行為を内容とする約束、一方の当事者が暴利をえるような約束）。</p> <p>【NO 側の意見を振り返る】</p> <p>①三郎君はしぶしぶ約束をしたから守ら</p>		

	<p>なくていい</p> <p>②三郎君はインフルエンザで仕方なかったから約束を守らなくてもいい</p> <p>③この約束自体がおかしいから守らなくてもいい</p> <p>④カードゲームを渡すとは明確に決めていないのだからカードゲームを渡す必要はない</p> <p>T ①は約束をした「いきさつ」。自分の意思で約束したのでなければ、それを守らせるのは酷である。三郎君が自分の意思で約束したと言えるかを判断する。</p> <p>②は、約束を破ってしまった「理由」。その人のせいで守れなかったのかどうかを判断する。</p> <p>③は、「約束の内容」。社会のルールに反するような契約は守らなくてもいいのでは。ここでは、今回の約束が社会のルールに反していたかどうかを判断する必要がある。</p> <p>④は、契約の内容が確定していたかどうかの問題。</p>		
<p>まとめ</p>			
	<p>○約束を守ることの意義</p> <p>○約束内容の妥当性、約束をしたいいきさつなどをよく考えるべきであること</p> <p>などについて確認する。</p>		